

○福島県公害紛争処理条例施行規則

昭和四十五年十月三十日

福島県規則第百八号

改正 昭和四八年三月二七日規則第一六号

平成三年三月三〇日規則第三七号

福島県公害紛争処理条例施行規則をここに公布する。

福島県公害紛争処理条例施行規則

(手数料の軽減等)

第一条 福島県公害紛争処理条例(昭和四十五年福島県条例第五十号。以下「条例」という。)

第六条第一項の規定による手数料の軽減は、調停若しくは仲裁の申請又は調停の手続への参加の申立てをする者及びその者と生計を一にする者のいずれもが所得税法(昭和四十年法律第三十三号)による前年分の所得税(一月から四月までの間にされる申請に係るものにあつては、前々年分の所得税)を納付すべき義務を有しない場合に行なうものとし、その軽減の割合は、納付すべき手数料の額の二分の一とする。

2 条例第六条第一項の規定による手数料の免除は、調停若しくは仲裁の申請又は調停の手続への参加の申立てをする者が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護を受けている世帯に属している場合に行なうものとする。

3 条例第六条第一項の規定による手数料の納付の猶予は、調停若しくは仲裁の申請又は調停の手続への参加の申立てをする者が止むを得ない事情により手数料を一時に納付することが困難であると認められる場合に、調停若しくは仲裁の申請又は調停の手続への参加の申立てがされた日から起算して二年をこえない範囲内で行なうものとする。

(昭四八規則一六・一部改正)

(手数料の軽減等の申請)

第二条 条例第六条第二項の規定による申請は、手数料／軽減／減免／納付の猶予／申請書

(別記様式)に、次に掲げる事項を証明する書面を添えて、行なわなければならない。

一 手数料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を受けようとする者(以下「申請人」という。)の属する世帯の納税義務者の所得税額

二 申請人の属する世帯が生活保護法による保護を受けているときは、その旨

(昭四八規則一六・一部改正)

(手数料の軽減等の通知)

第三条 知事は、手数料を軽減若しくは免除又はその納付の猶予を決定したときは、申請人

に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(昭四八規則一六・一部改正)

(軽減又は納付の猶予をされた手数料の納付の方法)

第四条 申請人は、前条の規定により手数料の軽減又は納付の猶予の通知を受けた場合において、当該手数料を納付するときは、条例第五条第三項の規定にかかわらず、知事の指定する書面に納付すべき手数料の額に相当する額の福島県収入証紙をはらなければならない。

(昭四八規則一六・一部改正)

附 則

この規則は、昭和四十五年十一月一日から施行する。

別記様式

軽 減 手数料 免 除 申請書 納付の猶予	
年 月 日	
福島県知事	
	住 所
	申請人
	氏 名
	印
福島県公害紛争処理条例第6条第2項の規定に基づき、下記の理由により、手数料の	
軽 減 免 除 納付の猶予	を申請します。
記	
(注) 次に掲げる事項を証明する書面を必ず添付すること。	
① 申請人の属する世帯の納税義務者の所得税額	
② 申請人の属する世帯が生活保護法による保護を受けているときはその旨	

附 則（昭和四八年規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年規則第三七号）

- 1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

別記様式

(昭48規則16・平3規則37・一部改正)